

# 文教くらし委員会記録

開催日時 令和2年3月10日(火) 13:04~15:05

開催場所 第3委員会室

出席委員 7名

今井 光子 委員長

阪口 保 副委員長

小村 尚己 委員

植村 佳史 委員

井岡 正徳 委員

藤野 良次 委員

粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 梶田 くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 1名

議 事

## (1) 議案の審査について

令和2年度議案

議第18号 奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

議第20号 県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例  
の一部を改正する条例

議第27号 奈良県手数料条例等の一部を改正する条例

(文教くらし委員会所管分)

議第28号 奈良県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

議第33号 奈良県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正す  
る条例

議第36号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関す  
る条例の一部を改正する条例

## (2) その他

<会議の経過>

○**今井委員長** ただいまから文教くらし委員会を開催いたします。

本日、傍聴の申し出があれば、20名を限度に入室をしていただきますので、ご承知ください。

それでは、案件に入ります。

まず、議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち、申し上げておきますが、委員長報告は、正副委員長会議の申し合わせにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、知事提出議案の説明については、2月19日及び3月2日の議案説明会で行われたため省略いたします。

それでは、付託議案について、質疑があればご発言願います。

なお、その他の事項については後ほど質問を行いますので、ご了承ください。

質問はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○**阪口副委員長** それでは、委員長にかわり、委員会を進めさせていただきます。

○**今井委員長** 今回の議案について、意見を申し上げておきたいと思えます。

議第20号、県費負担教職員定数条例及び奈良県立高等学校等職員定数条例の一部を改正する条例については、全体に教員の減となっておりますので、日本共産党としては反対したいと思っております。

それから、もう1点ですが、議第36号、義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてお伺いしますが、導入することによって、月45時間以内という制限を超えた場合の罰則などの規定があるのか。

それから、現在、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で、教育職員には残業代を支給しないとなっておりますが、その関連で今回の改正は、どのような扱いになるのか、お尋ねしたいと思います。

○**香河教職員課長** 今回の条例改正についてですが、まず、上限については、この条例を可決していただければ、今後、教育委員会規則等で時間数についても定めていきたいと考えておりますが、この時間数を超えた場合については、特に罰則はありませんが、当然、

超えないように業務改善をあわせて進めていくという趣旨で今回制定を目指しているところ です。

それから、超過勤務時間数との関係ですが、教員については、超過勤務を命ずることができる項目が4項目に限定されております。その4項目については、それぞれの超過勤務について制限があるわけですが、今回提案しておりますのは、超過勤務時間とは別に、教員の在校等時間を新たに設けて、在校等時間について上限を設けるというものです。

○今井委員長 現在、教員の長時間労働が非常に大きな問題になっており、長時間労働を本当に改善するためには、労働基準法第37条の適用除外や残業代不支給の規定をなくしていくような抜本改正が必要ではないかと思っております。業務の抜本的な縮減や教員の大幅増員が必要ではないかと思っておりますので、この議案については反対の意見を述べさせていただきます。

○阪口副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○今井委員長 ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言願います。

○井岡委員 自由民主党は付託議案について賛成いたします。

○粒谷委員 議案について賛成いたします。

○藤野委員 全議案について賛成いたします。

○阪口副委員長 全議案について賛成いたします。

○今井委員長 ただいまより付託を受けました各議案について採決を行います。

採決は簡易採決により一括して行いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、お諮りいたします。

令和2年度議案、議第18号、議第20号、議第27号中、当委員会所管分、議第28号、議第33号及び議第36号については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、令和2年度議案、議第18号、議第20号、議第27号中、当委員会所管分、議第28号、議第33号及び議第36号については、原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、本定例会に提出されました陳情のうち、当委員会所管事項に関する陳情の写しを参考に配付しておりますので、ご了承願います。

次に、その他の事項に入ります。

人権施策課長から「奈良県人権施策に関する基本計画改定（案）」について、学校支援課長から、「県立高校の耐震未完了建物の耐震化対策、耐震化完了までの安全対策（進捗状況）」について、人権・地域教育課長から、「奈良県社会教育センターのあり方」について報告を行いたいとの申し出がありましたので、報告願います。

なお、理事者の説明におかれましては、着席にてご説明、ご報告願います。

**○矢富人権施策課長** 奈良県人権施策に関する基本計画改定（案）について報告いたします。

お手元に、資料1「奈良県人権施策に関する基本計画（骨子）（改定案）」、資料2「奈良県人権施策に関する基本計画（改定案）」、資料3「奈良県人権施策に関する基本計画（改定案）別冊資料編」を配付しております。本日は、資料1により説明いたします。

1. 計画策定の趣旨です。

本計画は、平成16年3月に県の中長期的な人権施策の推進指針として策定後、15年が経過し、この間の社会経済情勢の変化等を背景に、性的マイノリティへの偏見、さまざまなハラスメント、ひきこもりの問題など、新たな人権問題が顕在化していることや、平成30年に実施した人権に関する県民意識調査の結果を踏まえて、中長期的な施策方針として示すものです。

次に、2. 基本理念です。

現計画を継承し、全ての人々が人権尊重の精神を当たり前の社会意識として身につけ行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根づく豊かな人権文化の創造を目指すことを基本理念としております。

次に、3. 計画の期間です。

令和2年度から令和11年度までの10年間を計画期間としております。

次に、4. 様々な人権問題に共通する施策の推進です。

現計画を継承し、人権教育、人権啓発、相談支援を施策の基本的な柱として推進します。

次に、5. 分野別施策の体系です。

顕在化してきている新たな人権問題に対応するため、分野別施策を、現計画の11分野から17分野としております。新たな分野は、6. 生活困窮にある人の人権、7. ひきこ

もり状態にある人の人権、8. 性的マイノリティの人権、14. 北朝鮮当局による拉致被害者等の人権、16. ハラスメントに関する人権、17. 災害時における人権、以上の6項目です。

これらの新たな分野とともに、現計画に掲げている部落差別の解消、女性の人権、子どもの人権、高齢者の人権、障害のある人の人権などの11の各分野についても、関係部局の個別計画や施策と調整を図りながら取りまとめました。

最後に、6. 計画の推進です。

計画をつくって終わりにしないように、奈良県人権施策推進本部において、毎年度、進捗状況を取りまとめ、広く情報発信に努めるとともに、県の附属機関である奈良県人権施策協議会の機能強化を図り、国、市町村及び関係機関・団体等との連携・協働のもと、人権施策を計画的、効果・効率的に推進していきます。

現在、パブリックコメントを実施しており、必要な修正を加えた後に、年度末を目途に作成する予定としております。

**○中西学校支援課長** 県立高校の耐震未完了建築物の耐震化対策と耐震化完了までの安全対策の進捗状況について、前回の報告からの取り組み内容や、今後のスケジュールを中心に報告いたします。資料4をごらんください。

各高等学校別の進捗状況について、表の中央の列に記載しており、その右の列に耐震化完了までの安全対策等について記載しております。

初めに、奈良朱雀高等学校についてです。

耐震補強工事を令和2年度に完成させるよう、昨年10月から工事に着工しているところです。また、耐震化完了までの安全対策として、仮設校舎を2棟設置し、うち1棟は昨年9月から、もう1棟は本年1月から利用を開始しております。

次に、奈良高等学校についてです。

耐震化完了までの安全対策として、仮設校舎を6棟設置し、昨年9月から利用を開始しており、うち1棟は昨年6月から先行して利用を開始しているところです。仮設体育館については、本年1月に施工業者が決定し、2月から工事準備に着手いたしました。令和2年7月から利用を開始できるように進めているところです。

なお、奈良高等学校については、2. 学校の管理運営面の工夫による対応に記載のとおり、昨年4月から仮設校舎の利用を開始するまでの8月まで、1、2学年の生徒は大和郡山市の旧城内学舎を利用しており、昨年8月末をもって利用を終えたところです。また、

部活動のために、旧城内学舎の体育館を利用しておりましたけれども、本年2月から校舎の解体撤去工事が始まりましたので、旧城内学舎にかわり、旧富雄高等学校であった奈良西養護学校の体育館を利用しているところです。それに伴い、部活動を円滑に行うため、旧城内学舎の利用時と同様にシャトルバスの運行を行います。また、学校行事等を円滑に行うため、近隣の代替施設を利用するなどの運営を継続いたします。

次に、生駒高等学校についてです。

耐震補強工事を令和2年度に完了させるよう、本年8月から工事に着工したいと考えております。

次に、郡山高等学校、山辺高等学校についてです。

それぞれ改築工事を令和3年度に完成させるよう、本年7月から工事に着手したいと考えております。

なお、山辺高等学校の耐震化完了までの安全対策として、仮設校舎を2棟設置し、うち1棟は昨年9月から、もう1棟は11月から利用を開始しております。

次に、磯城野高等学校、大宇陀高等学校についてです。

磯城野高等学校については、改築工事を令和3年度に完成させるよう、大宇陀高等学校については、改築工事を令和4年度に完了させるよう、本年7月から工事に着工したいと考えております。

なお、大宇陀高等学校の耐震化完了までの安全対策として、仮設校舎を1棟設置し、昨年11月から利用を開始しております。

次に、王寺工業高等学校についてです。

改築工事を令和3年度に完了させるよう、本年7月から工事に着工したいと考えております。

最後に、高田高等学校についてです。

管理教室棟の耐震補強工事は昨年12月に完了しております。また、普通特別教室棟の耐震補強工事を令和3年度に完成させるよう、本年4月から工事に着工したいと考えております。

以上が県立高校の耐震未完了建築物の耐震化対策と耐震化完了までの安全対策の進捗状況です。

今後、令和4年度の全体の完了に向けて関係予算をご承認を賜り、遅滞なく全ての耐震化を完了できるよう、鋭意進捗管理を徹底するとともに、生徒が安全に安心して学べる環

境づくりを進めていきたいと思いをします。

○大山人権・地域教育課長 奈良県社会教育センターのあり方について説明いたします。  
資料5をごらんください。

概要としては、奈良県社会教育センター研修棟を令和3年4月1日から休館とするものです。

休館に至った経過、理由についてですが、葛城市にある社会教育センター研修棟は、昭和58年に開設され、その後、県内全域にわたる社会教育の促進に寄与してきたところで、

しかしながら、平成10年以降、市町村における社会教育施設の整備、充実が進んだことにより、社会教育センターの利用者数、稼働率が15%まで低下したことから、平成19年度に条例改正を行い、次ページの説明資料にセンター事業として5項目記載しておりますが、センターの社会教育推進に向けた機能については教育研究所に移し、葛城市の研修棟は、社会教育等に資する貸館として、平成20年度より指定管理者による運営に切りかえ、活性化を図ってきたところで、

次に、(4)決算の状況についてですが、指定管理者による工夫、改善により、平成17年度の県直営のころは1億円程度の赤字でしたが、平成30年度はトータルとして2,000万円弱の赤字に圧縮されるなど、収支は改善しているものの、研修棟稼働率の推移については、15パーセントから16パーセントを維持するにとどまり、また、エレベーターや空調設備などの施設の老朽化や、地元のバス路線の廃止などによる利便性の低下等により、現状での維持管理も難しくなってきたことから、今後の利用者の安全確保も考慮し、現指定管理期間である平成30年度から令和2年度までの3年間、これが終了する令和3年3月末をもって貸館機能を休止し、令和3年4月より休館とするものです。

また、社会教育センター研修棟と同敷地内の宿泊棟についても同じく老朽化等のため、あわせて令和3年4月1日より休館といたします。

今後の予定としては、本日の報告後、明日、報道発表を行い、その後、関係者等にも順次周知していきますが、その際、令和2年度中は通常どおり利用いただけること、また、その後については代替施設を探していただくことなどを丁寧に説明の上、理解を図ってきたいと考えております。令和3年3月31日の指定管理期間終了をもって、翌4月1日より社会教育センターを休館といたします。

資料の2枚目には施設の概要を、3枚目にはこれまでの経過を添付しておりますので、

参考までにごらんいただきたいと思ひます。

○今井委員長 次に、3月2日月曜日に議員を対象とした新型コロナウイルス感染症への県の対応に係る説明会が開催されたところだす。

新型コロナウイルスをめぐる状況は日々変化しており、説明会後の変化を反映した資料が理事者側で取りまとめられましたので、参考配付をしております。

それでは、当委員会所管部局に関する事項で、説明会後に状況に変化があったものについて、教育長から説明願ひます。

○吉田教育長 それでは、新型コロナウイルス感染症対応について説明いたします。

お手元の資料「新型コロナウイルス感染症に係る県の対応について」における教育委員会所管事項について、3ページをごらんください。

公立学校の状況の1市町村における臨時休業の状況と、2（1）の県立学校の臨時休業の状況については変更ありません。

2（2）の入学者選抜について説明いたします。

県立学校の入学者選抜については、願書を郵送や中学校の代表教員がまとめて提出することにしたしました。

検査日は、受験生に対して受験会場への分散集合やマスクの着用などを徹底するとともに、受験会場となる高等学校では、消毒液の設置や監督者のマスクの着用などの対策を講じて、3月11日に実施いたします。

合格発表については、3月17日に中学校へのメール通知や各学校及び県教育委員会のウェブ上で行ひます。

また、特別支援学校の入学者選考については書類選考で行ひ、選考結果は3月17日に郵送いたします。

○今井委員長 次に、その他の事項も含めて質問があれば、ご発言願ひます。

○藤野委員 数点質問いたします。

まず、先ほど説明のありました県社会教育センターについてです。

私は県のPTA活動をしておりましたが、ほぼ毎日というペースで社会教育センターに通っておりました。休館するということで、非常に寂しい思いもしますが、今の利用状況や、この世の流れを見ると、いたし方ないと思ひます。

聞くとところによると、入居団体である奈良県PTA協議会、奈良県高等学校PTA協議会、奈良県子ども会連合会は、現在、移転も含めて検討されているということで、それぞ

れの団体に、移転場所も含めて協議をしながら伝えておられるのか、お聞きいたします。

○大山人権・地域教育課長 社会教育センターには、奈良県PTA協議会、奈良県高等学校PTA協議会、奈良県子ども会連合会が入っておられますが、これらの3団体については、今年度の中ごろより休館に向けて説明する中で、移転場所についての協議を行っているところです。何箇所か移転場所等も説明し、役員等と話し合いをする中で、おおむね移転についての内諾は得ており、今後、移転場所を最終的に決めていく予定です。また、移転に向けては、まだ1年間ありますので、細かい部分についても協議を進めていく予定です。

○藤野委員 スムーズに移転が進められるようによろしくお願い申し上げます。

次に、新型コロナウイルスの感染症対策における県教育委員会の取り組みについてお聞きしたいと思います。

先ほど吉田教育長から説明がありました。明日が入試で、入試対応もいろいろと考えておられて、合格発表もウェブ上でされるということで、現在、入試における取り組みもさまざまに検討を加えながらやっておられると思います。義務教育である小・中学校における対応も、臨時休業に伴う児童の預かり対応の状況と資料にありますが、地域性もあるので、市町村によって非常にばらばらな感じがして仕方がないのですけれども、ある程度、市町村教育委員会に対応を任せているという認識でよろしいですか。

○大石学校教育課長 文部科学省からの通知を受け、その後、市町村教育委員会に時間を置かずに通知いたしました。

内容については、それぞれの市町村教育委員会にお任せする部分がありますけれども、例えばこのようにできないかといった問い合わせについては個々に対応しております。

○藤野委員 放課後児童クラブを利用して対応、空き教室を利用して対応といったさまざまな取り組みを現在されておられるのですけれども、市町村から現在こういった課題がある、あるいは県教育委員会から見て、こういった課題は解決しなければならないということとは、現時点であるのですか。

○大石学校教育課長 今の段階では、基本的には放課後児童クラブで見えていただいておりますけれども、例えば手狭になってきて、校舎を使うという状況が、今後起こった場合はどうしたらいいかといった問い合わせはあります。その場合には、当然、校舎の利用を拡充しながら、教員等にも協力をいただく局面もあると思っております。

○藤野委員 そういったことは恐らく事前にそれぞれの市町村教育委員会と対応を協議さ

れている、あるいは市町村教育委員会は各学校と対応を協議されていると思います。県教育委員会には、順次さまざまな課題に対応していただきたいと思います。

さて、今後の予想されるであろう取り組みは非常に難しい。新型コロナウイルス感染症が今後どのようになるのかわからない状況ですし、また、国においては非常事態宣言ということも報道されております。これがどのように進んでいくのか、我々も非常に注目しているところですが、入試の合格発表はネットで対応するとのことですけれども、近々、入学説明会、制服採寸もあります。こういった目の前にある日程、それから、その先には入学式、始業式もありますが、現時点で県教育委員会としてはどう捉えておられるのでしょうか。

**○大石学校教育課長** 明日が一般選抜となっております。さまざまな状況を想定して、受験生が罹患した場合、受験生の家族が罹患した場合、教員が罹患した場合、教員の家族が罹患した場合と、全てシミュレーションして、必要な人員の確保、場所の確保等もしております。ただ、現在のところ、そのような情報は入っておりませんので、通常どおり行えると思っております。

3月17日の合格発表以降、まず、入学者への説明会、制服採寸等があります。これらについては、各学校で工夫していただき、通常では一斉に集めて説明を行うところですが、例えば受験番号で細かく割って、集合時間をずらしながら説明、採寸等も行っていく。採寸等については、業者の皆さんにも協力していただきながら、それぞれの学校以外の場所での採寸等にも対応していただくための打ち合わせ等を各学校でしている状況です。

その後ですけれども、入学式、新学期ということになりますと、今、状況としてはまだ判断がつきにくいということがありますので、国の発表についても、とりあえず2週間経過しましたが、もう1週間ぐらい見てみないとわからないという報道もありましたので、国の動き、情報等も注視しながら、生徒たちに混乱の起こらないようにしていきたいと考えております。

**○藤野委員** さまざまな予想をされながら取り組みを進めておられることには敬意を表したいと思いますが、後手に回らない対応をお願いしたい。

4月以降も臨時休業が続くとなると、授業数が足りなくなりますが、予想の話なので答えにくいかもしれませんが、後手に回らない対応ということで、どのように考えておられるのか、見解をお聞きしたいと思います。

○大石学校教育課長 大変難しい質問ですが、現状、各小、中、高等学校においては、それぞれの状況に合わせて、学校が課題等をウェブ上に掲載したり、学校に課題等を置いておいて、個々にとりに来させるといった対応を行っています。また、ユーチューブで教員が授業をするといった対応をしている高等学校もあります。

長引かないことを祈っておりますけれども、万が一そのような状況になった場合には、いろいろな条件整備等も必要になってくると思いますので、いろいろなところに相談しながら、可能な限り教育内容の充実に努めていきたいと考えているところです。

○藤野委員 今はそのぐらいの答弁が精いっぱいだろうと思います。

そのようなことも当然考えながらやっていただいていると思いますので、今後の対応もよろしく願いいたします。

けさの奈良新聞に、奈良市が自宅でオンライン学習と載っていました。奈良市は非常によい取り組みをされている。自主学習のあり方が問われている中で、こういったオンラインで学習することを小・中学生に無償提供する取り組みが進められておりますので、これが県内全域となると、さまざまな課題も出てくると思いますが、今後、このような事態が起きたときの取り組みとしては非常に参考になるのではないかと思います。

私の質問の至らないところは、何かあれば質問していただければと思います。

続いて、毎回述べておりますが、教職員の働き方改革、学校における働き方改革について質問したいと思います。

現在、県教育委員会では、学校における働き方改革推進会議が開催されております。3回目の会議を終えて、ことしを迎え、一定の結論を出されると聞いておりますが、現状をお聞きいたします。

○香河教職員課長 教育委員会では、教員の多忙化を解消し、子どもと向き合う時間を十分確保する方策を検討するために、学校における働き方改革推進会議を6月から3回開催いたしました。

この推進会議では、勤務時間管理の徹底、学校及び教員が担う業務の明確化、適正化、学校の組織運営体制のあり方などについて検討を進め、学校における働き方改革推進プランを策定していきたいと考えております。このプランでは、長時間勤務の是正に向けた具体的な取り組みを中心に取りまとめていきたいと考えているところです。

○藤野委員 今回の推進会議におけるさまざまな議論は、変形労働時間制に非常にかかわってくる内容であろうと思っております。

現況、教職員の長時間勤務が問われている中で、クラブ活動、事務の職務も含めて、外部人材で補っていかうという取り組みが国、地方を通じて進められていますけれども、外部人材登用の現状はどうなっているのですか。

○栢木保健体育課長 部活動指導員の配置状況についてお答えいたします。

平成30年度については、11市町村74名を配置しておりましたが、今年度については、現在18市町村106名の部活動指導員を配置しているところです。

○藤野委員 それで十分事足りているとは考えられないです。まだまだ厳しい面もあろうかと思います。

いずれにしても、今の状況で変形労働時間制に取り組むのは、もう少しさまざまな条件整備をしながら進めていかなければならないと痛切に思うところであります。

令和3年度に向けて、変形労働時間制の導入を考えておられるとお聞きしましたけれども、改めて、今の長時間勤務の是正、さまざまな外部人材の登用、子どもと向き合う時間を多くしていくというのが本来の目的ですので、変形労働時間制導入のさまざまな取り組みを行っている今の考え、見解を吉田教育長にお述べいただきたいと思います。

○吉田教育長 かつて週休2日制を導入するときに、夏休みに振りかえて休日をとったという対応がありました。変形労働時間に今の勤務の時間で移行していく上では、まずは業務改善をしっかりとすべきであり、業務改善を優先して、その後で必要なものを振りかえていく必要があるだろうと考えています。

業務改善の中で、中学校の教員で一番大きいのは部活動の指導、小学校の教員では特に教材研究で、いろいろな教科にわたって指導するということもあり、それぞれの校種によって業務を改善すべき事項が違ってきます。特に部活動では、一部の教員が、部活動で生徒を育てるという意識をまだ持っている中で、まず教員の意識改革をする必要があるのではないかと。

だから、教員の意識をしっかりと改革しながら、業務改善をしっかりとし、最終的には変形労働時間もその後に認められるのではないかとこの考えを持っております。

○藤野委員 令和3年度に向けての変形労働時間制や、学校における働き方改革の推進について、両にらみでさらに一層の取り組みを進めていただくことを要望して、次の質問に移ります。

いじめ、不登校の問題ですが、最近問われていないので、改めて質問いたしますけれども、平成30年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

では、いじめの認知件数は7, 468件で、前年度に比べて大幅に増加しています。しかも、2年連続の増加であり、不登校もふえているという状況です。

内容は、軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりというものの中に入っているようで、小さな事象でも報告しなさいと。これは、数がふえてよいということはないですが、このような軽微なことも報告するというのは、私は非常によいことと捉えております。

しかし、SNS等、インターネットを活用したいじめが非常に深刻であり、根深いものがあると思います。このようなことも含めて、現状をお聞きいたします。

もう1点は、命を守る教育ということで、これも過去から叫ばれておりますが、学校における防災教育の現状をお聞きしたいと思っております。

**○植村生徒指導支援室長** 現在、スマートフォン等の普及により、児童生徒を取り巻くインターネット環境が大きく変化しております。インターネットを介してのいじめや犯罪などに児童生徒が巻き込まれるケースが増加傾向にあり、児童生徒が、被害者だけでなく、加害者になるケースもふえております。

警察庁の調査結果によると、児童生徒を犯罪被害から守る上でフィルタリングは効果的であることが明らかになっております。

このことから、県教育委員会では、フィルタリングの普及に向けて、市町村教育委員会及び県立学校に対し通知文を発出するとともに、児童生徒、保護者に啓発紙を配布し、児童生徒の被害防止及び保護者への啓発促進を行っております。

また、奈良県高等学校生徒会連絡会を中心として、11月7日を「Challenge! スマホリデー～スマホの休日～」と設定し、県内高校生等にスマートフォン等の使用を制限するなど、各学校ごとに設定したルールを守ることを呼びかけるなど、生徒にみずからトラブル等の未然防止のためのルールや解決方法を考えさせることにより児童生徒の有害環境対策を図っております。

さらに、今年度、14の小学校でスマホ安全教室を実施し、県内小学生に対してスマートフォンの安全な利用に関する啓発活動等を行っております。

また、小・中・高校生の未来を考える集会を毎年開催しており、県警察少年サポートセンターによる、インターネットやSNSに係る被害防止に関する啓発等も行っております。

**○栢木保健体育課長** 学校における防災教育についてお答えいたします。

県教育委員会では、防災教育の質を向上させるために、小・中学校を含めて、全ての学

校に安全教育の中核となる教員を位置づけるように働きかけをするとともに、研修会を通じて効果的な実践事例を伝えるなど、各学校の安全教育の充実に努めております。

また、子どもたちが状況に応じて主体的に行動する態度を身につけさせる防災教育を進めております。特に防災訓練については、校種を問わず、全ての学校において実施されております。より実践的な取り組みとしては、緊急地震速報の報知音を活用した避難行動等を訓練で実施しております。

加えて、7月9日の奈良県地震防災の日に合わせて、県民を対象とするナラ・シェイクアウト訓練への積極的な参加を促し、今年度の児童生徒等の総参加数は約8万人で、学校単位で見ると、公立小学校69.4%、中学校60.8%、幼小中高全体では、66.9%の参加となっております。

さらに、県教育委員会で作成した防災教育教材DVD、「災害から身を守る～紀伊半島大水害の記録～」の活用を促し、子どもたちに災害に対する日ごろの備えや避難の徹底などを図っております。

今後も児童生徒がさまざまな危険から自分自身で具体的な安全行動を選択し、特に災害時にはみずから身を守る能力の育成に努めていきたいと考えております。

**○藤野委員** まず、災害教育、防災教育ですけれども、学校における訓練等も活発にやっておられるとのことでした。また、学校全体で取り組みを進めておられるということで、先般、代表質問でも申し上げたのですけれども、会派新政ならで、千葉県君津市と東京都に伺いました。千葉県君津市には台風15号の対応について、東京都にはマイタイムラインについて研修に行きましたけれども、ご存じと思うのですが、マイタイムラインは、台風が近づいてきたとき、大雨が近づいてきたとき、自分や家族がどのように対応するのか、行動シールを張って、常にそれを意識を持っておく。小学校の低学年、高学年、中学校、高等学校、一般と分けて、東京都が、都民全体になのか地域別なのかわかりませんが、もやっておられます。また、災害マップなどは、小学校でやっておられると聞いております。研修に行きましたから報告しておきますので、参考にしていただければと思います。

これらが災害教育、防災教育につながっていくと思いますし、ぜひとも今後のさらなる充実をお願いしたいと思います。

次に、いじめ、不登校の件ですけれども、先ほども申し上げたように、SNS等、ネットでのいじめというのは非常に深刻な問題です。これをどのように捉えていくかというのはさまざまに難しい面もあると思いますが、学校教育ももちろんですけれども、家庭教育、

保護者へのさまざまな対応など、周知も含めた対応をお願いしたいと思います。

もう1点は、いじめを受けた、あるいは現在、不登校の子どもも含めてですけれども、心のケアが非常に大事だと思います。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを含めた対応を現在されていると思うのですけれども、今の状況をお聞きしたいと思います。

**○植村生徒指導支援室長** いじめ等の問題行動及び不登校の背景については、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など、児童生徒の置かれている環境の問題があります。この2つの問題が複雑に絡み合っていることから、それぞれの分野における専門的な知識、技法を用いた支援が必要になっております。

そこで、県教育委員会では、心の専門家であるスクールカウンセラーを平成27年度より全ての公立中学校、平成29年度より全ての県立高等学校に配置しております。さらに、今年度は社会福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを県内32市町村及び2県立学校に派遣しております。

今後もスクールカウンセラーの小学校への配置、スクールソーシャルワーカーの増員を図り、いじめ等の問題行動及び不登校の未然防止、早期支援の充実に努めていきたいと考えております。

**○藤野委員** 最後に1点お聞きいたします。

弁護士が学校のトラブルに法に基づいた対応を目指すスクールロイヤーの導入について、県内ではどうなっていますか。

**○植村生徒指導支援室長** 現在、スクールロイヤーの制度はまだ導入しておりませんが、法律の専門家である弁護士の資格を持つスクールカウンセリングカウンセラーによる法的な研修を実施したり、メール法律相談を、この1月から3月まで試行しております。

**○藤野委員** 何度も申し上げますが、SNS等でのいじめという深刻な問題の解決をどのようにしていくのか、これからはしっかりと取り組みを進めていただくようお願いして質問を終わります。

**○阪口副委員長** 藤野委員の質問と関連しておりますので、2番目に発言いたします。

学校の休校措置についてです。

本来、インフルエンザなどの感染症に対して、学校保健安全法に基づいて学校閉鎖をやっていくわけですが、今回、突如、金曜日に連絡があつて、月曜日から休みだと。私は不満を持っているわけですが、教育委員会等のご苦労さまでと。今の政治的な状況からいう

と拒否はできないだろうと。

ただ、金曜日に来て、月曜日から休みなので、卒業式等の準備をされていて、それをどうするのかということや、3月20日ぐらいまで授業を行うので、教科書の一部が未履修で残ると思います。その部分をどのように手当てしていくのか、保護者に説明しないといけません、説明する時間もないと思うのです。それから、学校が休みのときに、子どもはじっとしているわけではないのです。

聞くとところによると、学童保育でも結構人が集まって密着している。それから、おくれた分を取り返さないといけないということで、親はせっせと塾に行かせる。塾は学校よりも密集していると聞くわけです。そうすると、学校は閉鎖しているけれども、よそへ行ってもっと密着すると感染リスクが高まるわけで、整合性の問題もあります。教育委員会は仕方ないと思うのですが、私自身は、誰も感染していないのに休みだと、なかなか納得しがたい部分があります。

ただし、藤野委員も言われましたが、4月8日におさまれば、教科書の未了の部分は教えられると思うのですが、マスコミの放送にもありますが、万が一、ピークがさらに2〜3カ月先であったときは一体どうするのか。

私は小学校2年生を教えたことがあります、また3年生も持ちました。そうすると、教科書がどれぐらい残っているのかというのはわかるのです。同じ学校であれば、教科書の未了の部分をどのように引き継ぐのかわかるわけですが、小学校6年生の場合は、中学校に行ったときにそれをきちんと引き継がないと。それらをどのように市町村教育委員会に徹底されているのか、また、市町村はどのような考えを持っているのか、全ての答弁はできないとは思いますが、わかる範囲で答えていただければありがたいです。

**○吉田教育長** 国からの要請や文部科学省からの通知による臨時休業についてです。

まず、県立学校での対応ですけれども、木曜日に政府からの要請がテレビに出て、その後、私は県立の校長会長と携帯で協議して、次の日の朝に、県立の校長会長と特別支援学校の校長会長と協議しました。10時から定例教育委員会がありますので、そこに諮る準備をするために学校長と協議したわけです。

まずは、リスクマネジメントを教育委員会としてする必要があるだろうと。教育活動の中で感染を絶対に起こさない、ゼロにするためには、臨時休業することは避けられないだろうということで、組織としてリスクを回避するというので、県立学校の臨時休業を教育委員会で決定しました。

阪口副委員長お述べのように、その他もろもろのことが高等学校、特別支援学校で出てきます。例えば教科書が残ったまま子どもが臨時休業になっている。明日に入試がありますので、入試までの間に教室の中の持ち物を生徒に持ち帰らせる必要がありますので、学校によって、個別の対応として、学年ごと、学級ごとに対応しながら、集団で登校することは避けながら、持ち物を本人が持ち帰るということもしております。

当然、今後についての不安はつきまとうわけですがけれども、現在の臨時休業の状態は、子どもたちの学び、学習の部分については、一定補充が自分たちの中でできる範囲であるという認識は持っていますが、臨時休業が継続して4月当初からも臨時休業になりますと、臨時休業期間を終えた後、課業期間と休業期間は管理運営規則のとおりにはいかないのではないかと。場合によっては夏期休業を短縮して、課業期間を延ばすといった対応を県立学校ではとる必要があるのではないかと。幸い県費でクーラーも入れていただいているということもありますので、臨機応変に対応が可能ではないかと今は判断しております。

○**阪口副委員長** 少しわかりにくかったのは、教科書が終わっていないところについては、各自補充するという説明に聞こえたのですが、学校として、残っている部分については、どのように教師が教えなければならないかということ聞いたのですが。

○**吉田教育長** これは県立高等学校と小・中学校では違いがあると思います。

小・中学校については、2週間の休業によって教科書が終わっていないという状況があった場合には、現在、自学自習をしておりますけれども、学校が始まったら、やはりそれを点検することが必要になるのではないかと。

高等学校については、中学校もそうかもしれませんが、試験期間に入っており、最後の試験と答案返し、それから入試ですので、各教科の授業のおくれや授業時数不足に対しては、自身で補える範囲ではないかと先ほど申し上げました。

○**阪口副委員長** 小・中学校は市町村教育委員会で考えられるべき問題だとは思っています。私もそこはわかっていますが、県教育委員会としても、いろいろなことへの目配りというのは要るのではないかと。

やはり学習権というものはありますし、いつまで長引くのか、もっとひどくなるのか、うちの子は学習がおくれるのではないかと、塾に行かそうかと、親は非常に不安を持っているのです。塾に行けるところはいいかもしれない、塾に行って新型コロナウイルス感染症にかかったらいけないなど、非常に葛藤されていると思います。

これ以上、教育委員会に質問してもということ、あと3点あります。

次に、奈良高等学校の保護者から要望等が私のところに来ています。体育館を使っている運動クラブで、第二体育館を使わせてほしいということです。

私が申し上げているのは、先ほど教育委員会は、奈良高等学校について、体育館使用停止による近隣代替施設の利用などを説明されたわけですが、この方にかかわらず、保護者は奈良高等学校が整備されていないので非常に心配されていますので、特に運動クラブの場所確保について要望されていますので、答弁をお願いいたします。

**○熊谷教育政策推進課長** 現在、使用停止となっている体育館の代替施設として、奈良西養護学校体育館を使用しております。そのため、奈良高等学校から奈良西養護学校への移動が必要となり、シャトルバスの運行を行っています。

加えて、場所の確保ということで、近隣の小・中学校の体育館を利用させていただいているほか、ならでんアリーナは水曜日が休館日ですが、奈良市の協力により、特例として休館日に利用させていただいております。

**○阪口副委員長** こういった要望は既に教育委員会には伝えて、対応はしていただいたと理解しておりますが、引き続きよろしくをお願いいたします。

3点目ですが、制服のことです。

本会議でも質問しましたが、制服については、開示請求もして、33校がどのような状態であるか半年ほど調べました。それから、保護者の意見を聞き、要望もありました。また、学校長、販売業者と何回か話をして事情等を聞いています。

本会議では少し抽象的な表現をしておりますが、調べていく中で、4社ぐらいかと思いますが、メーカーの数が少なく、メーカーと一部の業者でかなり決定権を持っているということを、私は調査結果で感じております。制服は保護者負担ですので、保護者の意向や利便性、それから価格をどうしていくかが大事であると考えております。

現在、県の方向は3つです。1つ目は従来からの学校指定物品検討委員会を学校でつくる、2つ目は高校再編に伴って、公募型プロポーザルをしていくケース、3つ目はメーカーと学校で直接やっていくという、これらの3つの方式かと思うのですが、プロポーザルはよほど考えて行わないと、メーカーが力を持っていますので、公正になるようなプロポーザルをしていかないといけない。

そこで、今後の方向性等についてどのように考えておられるのか、本会議よりももう少し具体的にお聞きしたいと思います。

**○熊谷教育政策推進課長** 県教育委員会としても公平性、透明性を確保しながら、競争性

を働かせて、生徒や保護者の利便性を確保することが非常に大切だと考えております。

まず、各学校において学校指定物品検討委員会を開催していただき、生徒や保護者の声を十分反映させていただくように指導しているところです。

この4月に新たに開校する国際高等学校では、プロポーザル方式で制服及び業者の選定を行いました。選定においては、説明会に参加した生徒や保護者の意見も反映させながら、デザインや価格、素材、サービスなどについて審査する過程を経て、一定の競争性が働いたものと考えております。

また、販売店についても、複数の地域に複数の販売店があるという条件を示したため、一定の店舗の利便性が確保できたものと考えております。

ただ、一層競争性を働かせるためには、プロポーザル方式や競争入札によりメーカーを決め、その後、メーカー直販も含めた販売店の選定を行うことで、さらに競争性を働かせることができると考えており、各校でより適切な業者選定が行われるよう、今後も望ましい方法について示していきたいと考えております。

**○阪口副委員長** 国際高等学校はそれでよいと思うのですが、ほかの学校については、従来、学校指定物品検討委員会で決めておられるので、従来の学校も公募型プロポーザルで行うとおっしゃっているのですか。

**○熊谷教育政策推進課長** 従来の学校においては、現状として、まだ学校指定物品検討委員会をきちんと開催していない学校もありますので、まずは委員会の設置を求めているところです。

また、全ての学校がプロポーザル方式や入札等を行っているわけではありませんので、県立高等学校校長会や事務長会等で繰り返し説明を行い、平成29年5月に策定した「学校指定物品の取扱いに関するガイドライン」の適切な運用を求めているところです。

**○阪口副委員長** それでは、従来のところについては、必ず公募型プロポーザルにするわけではないという理解でいいのでしょうか。

**○吉田教育長** 同じ制服で、同じ業者、販売店とずっと継続して随意契約していたということがあり、それではいけないということで、ガイドラインを策定しました。当然、ガイドラインに基づいて、同じ制服であっても、必ず5年程度で入札やプロポーザルを行うように、現在、学校に指導しておりますので、必ず入札やプロポーザルをするということです。

**○阪口副委員長** そうすると、県が公募型プロポーザルをするということなのか、それと

も学校が複数のメーカーなどから企画書等をとって選定するということですか。

○吉田教育長 育友会のお金ですので、学校がするという事で指導しております。

○阪口副委員長 教育委員会も努力はしていただいていると私は思っております。

なかなかこの制服問題は難しいと、根が深いと思います。

あとは、本会議で、生駒高等学校を例に挙げましたが、生駒高等学校は改善の余地があると最後に伝えておきたい。

吉田教育長、私は生駒高等学校については改善の余地があると意見を申し上げます。詳細についてはここでは述べませんので、よろしくお願いします。

次に最後の質問ですが、生駒市立中学校でスマホ等で撮影をした件についてはマスコミがかなり報道しています。そのため、詳細はここでは述べません。

これは現代的な事案だと思うのです。ここで、きちんと対応することで、ほかの市町村でこのようなことがないようにしていけるのではないかと。

1つ目は、ほかの市町村に対して、このようなことが起こらないように指導等をしていただければありがたい。2つ目は、新聞等では、この事件について県が被害者のケアということでカウンセラーを派遣したと聞いています。実際、事件では被害者のケアと、もう一つは加害者に生活指導の面で適切な指導をしていくのですが、県として、生活指導の面でも助言等をしているのか、お伺いしたいと思います。

○植村生徒指導支援室長 県教育委員会としては、当該中学校に通常のスクールカウンセラーに加えて、緊急にスクールカウンセラーを9回派遣し、被害女子生徒の心のケアに努めております。さらに、県教育委員会の指導主事等を4回派遣し、別室で指導等を受ける加害生徒に対して、事案の重大性を理解させるとともに、今後どのような行動をとるべきかを考えさせる指導が行われるように、指導、助言等に努めているところです。

○阪口副委員長 引き続き適切な指導等、それから心のケア等をお願いして、質問を終わります。

○植村委員 2点質問したいと思います。

まず、若い世代の献血についてお伺いしたいと思いますのですけれども、特に高校生の献血についてお聞きしたいと思います。

昨今、先ほどからも問題になっている新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、献血が非常に厳しい状況になっているとお聞きしております。

奈良県赤十字血液センターによると、新型コロナウイルスの感染が拡大する現在でも、

とうとい命を救うためには全国で毎日約1万3,000人の献血協力が必要であるということで、皆様のご理解、ご協力をいただきたいとホームページに掲載されていました。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、イベントの中止・延期、企業の在宅勤務など、感染防止措置が強化されていて、予定していた会場での献血の実施が困難な状況が多発してきていると。今後もこの動きが広がり、続くと、献血の協力者が減少することで血液製剤の在庫量も安定的に維持することが困難になると。非常にこのことが危惧されているということで、献血の協力をお願いしたいということです。

さて、お聞きしたいのは、少子化で献血可能人口が大変減少していて、特に若い世代の献血者数が減少していることについてです。

委員長の了解をいただき、「高校生のみなさん！献血にご協力を」というビラを配付しておりますけれども、少子化で献血可能人口が減少していくわけですが、特に若い世代の献血者数が減少しているということです。グラフを見ていただくとわかりますけれども、特に10歳代から30歳代の献血者数がここ10年で約35%も減少しています。

そのため、厚生労働省は、例年、献血に関する正しい知識の普及に資するために、高校生及び教員用のテキストとして、「けんけつ HOP STEP JUMP」を作成して、全国の高等学校などに対して直接送付されているとお聞きしております。

そこでお聞きしたいのですけれども、本県の高等学校における献血の状況について、どれぐらい実施されていて、どれぐらい参加しておられるのか、お聞きしたいと思います。

**○栢木保健体育課長** 高校生に対する献血への取り組みについてお答えいたします。

献血については、高等学校の保健の授業で、我が国の保健医療制度の中で献血制度についても適宜触れることとなっており、人々の健康を守るため必要であることを生徒に伝えているところです。

なお、献血については、あくまでも本人の意思が大切であり、生徒みずからが献血に理解を示し、協力することが重要です。

このことから、本県では、次世代の献血者を育てていくために、高校生の献血に対する理解と関心を高めることを目的に、平成29年度から3年間で、奈良県赤十字血液センターと連携し、26校の県立高等学校に対して、各校1回以上、献血セミナーを実施してきました。

現在、学校で献血を行っている数ですが、令和元年度は、5校で211名が協力していると聞いております。

今後も関係機関と連携して、高校生が献血に触れ合う機会を提供し、高校生の献血に対する理解と関心を高めていきたいと考えております。

○植村委員 5校で211人ということですが、これは公立高等学校だけですか。

○栢木保健体育課長 私立学校も含めて、現在5校です。実際は計画していたのは7校でしたけれども、理由を聞いておりませんが、1校が中止で、今後1校実施ということですか。

○植村委員 母数が何校あるかということを聞いています。

○栢木保健体育課長 公立高等学校は33校です。

○植村委員 いいえ、私立も入れてです。

○栢木保健体育課長 私立学校については、現在、正確な母数がわかっておりません。

○今井委員長 また後で報告をお願いします。

○植村委員 また後で教えてください。

平成26年度で、少し古い資料ですけれども、日本赤十字社血液事業本部が調査した中では、奈良県においては高等学校の設置数が53校、そのうち実施数が6校で、214人が献血されたという数字が公表されておりました。

先ほどの答弁とよく似た数字だと思うのですが、平成26年度の奈良県の実施率は11.3%と書かれております。これが高いのか低いのかといえ、高いとはいえ、低いのです。特に関東、東日本は多いです。青森県は53.8%、岩手県は91.1%、隣の和歌山県は49%ということで、非常に実施率が高い。数にしても、平成26年度では、奈良県は214人ですけれども、和歌山県は1,143人となっています。京都府は人数は多いですが、実施率は低いです。

これはどのようなことが考えられるのでしょうか。

○栢木保健体育課長 奈良県では、献血を学校で実施する場合には、保護者懇談会の折に保護者等の理解も十分に得た学校で実施されていると考えておりますので、今後、保護者への啓発や生徒の理解を得ることに努めて、実施していきたいと考えております。

○植村委員 今のでわかるのですけれども、原因は何だと思えますか。平成26年度は実施率が11%しかなく、現在もほぼ一緒だと思うのですけれども、原因は何だと思っておられるのですか。

○栢木保健体育課長 先ほど述べましたように、献血はあくまでも個人の意思、そして個人の理解が必要ということであり、全ての生徒に対して理解を求める、協力を求めるということはなかなか難しいのが現状であると考えております。

○植村委員 理解が難しいのは、教え方が悪いのか、それとも聞いている人が悪いのか、わかりませんが、今の話では、県として取り組んでいかなければいけないと聞こえるのですが、実際、具体的にどのようにしていこうかというのが見えてこない、大丈夫なのかと思うのです。

その点は、いかがでしょうか。

○吉田教育長 過去、学校献血が非常に盛んな時期がありました。かなり前ですけれども、私が教員をしていたときには、学校へ献血車が入って、子どもたちが献血をしていました。

それから、学校献血を実施する際、エイズの関係で性交渉に関する調査などが入ったときに、なかなか生徒指導上の課題で、そういった学校献血を積極的に導入していくことに関して、このようなアンケートに基づいて献血をしていくことに対してはかなりの抵抗感があり、急激に減っていったということがあります。

生徒の献血が少ないという認識は私もずっと持っており、まずは、セミナーをやってみようではないかと。セミナーをふやしてほしいという要望もあり、現在、セミナーをすることによって、学校数を6校からふやす、自発的にする献血をふやしていこうという対応をしているのですけれども、効果は上がっていないように思います。セミナーによって、学校献血が減っても、いろいろな献血場所で高校生世代がふえるという効果も狙っているのですけれども、検証してみないとわかりませんが、全体として、奈良県でふえていないのであれば、あまりセミナーの効果というものはないのではないかと感じております。

ですから、セミナーとあわせて学校献血を具体化していく。学校献血は、行事により学校が希望する献血の時期が決まってしまうのです。例えば定期考査の後ですが、そのときに献血車が全て対応できるかということもありますので、そのような調整もしながら、学校献血とセミナーについて、あわせて対応していきたいと思います。

○植村委員 ぜひお願いしておきたいと思います。

確かにエイズのアンケートはあるようです。ただ、これは奈良県だけではなく、全国でも同じです。隣の和歌山県は、平成26年度は1,143人、平成25年度は1,245人で、1,000人を超えており、実施率は、ほとんど50%です。規模的には奈良県とそんなに大差はないと思うのですけれども、これだけ違います。今後の献血については、高校生のときに一度献血を経験しておく、将来にわたって献血をするという結果も一部出ているのです。反対に、高校生のときに初めての献血をしなかったら、知らない人は知らないままという結果が出ているので、奨励していくことは大切です。大人になってから

であれば、健康志向ということで献血に行こうなどと思う方もいらっしゃると思いますが、命をつないでいく非常に重要なことだということを知ってもらうためにも、高等学校における献血については、しっかりとセミナーを開いていただき、実施数を上げていっていただきたい。10%前後というのを、もう少し上げていっていただけるようお願いしておきたいと思います。

3月3日付ですが、日本赤十字社の発表によると、全国で2月25日以降の5日間に確保できた血液量は、87.7%まで下がっているとされております。25日からの5日間の献血者数は、全国で5,793人不足しているということでした。先ほど言いましたように、本来は毎日1万3,000人ほどの献血協力が必要だということですが、わずか5日間で5,700人不足ということで、助けられる命もこれから厳しくなっていくということになってはいけません。だからといって今すぐ高校生にしろということではなく、ずっとこのようなことを知らせていくことが重要だと思いますので、ぜひセミナーを充実していただいて、そして、お隣の和歌山県のように成功している例も参考にさせていただくことも重要だと思いますので、その点、要望しておきたいと思います。

続いて、郷土奈良の伝統文化などに関する学習についてお聞きしたいと思います。

本県では平成25年度から、県立高等学校で郷土の伝統文化などを学ぶ奈良TIMEが導入されていると聞いております。学科、コースにかかわらず、全ての生徒を対象とした郷土学習を実施しているということで、全国でも珍しい取り組みとして注目を浴びていたと聞いております。

奈良を知り、愛し、語る若者の育成を目指すのが奈良TIMEの目的で、非常によいとお聞きしているのですが、割と小・中学校ではこのような授業活動などをされており、高等学校でこのようなことを県内全域で学習されるということに関しても非常によいと思いました。また、よく総合学習などで展開されているということで、各学校の取り組みを見ると、よいところがあると思っております。

私の地元は奈良市ですが、奈良市で開催されている年中行事、歴史的なものがあるわけですが、私も手伝いを観光協会などと一緒にしているのですが、そのうちの一つに奈良大文字送り火があります。これは8月15日に高円山に大の字が浮かび上がるというもので、県庁の屋上からの見学も人気で、非常に見学者が多いということです。

これは私が生まれた昭和35年、60年前から始まり、ことしで61回目の開催になるのですが、そもそも8月15日が終戦の日ということで、戦没者の慰霊を目的と

しており、現在では、東日本大震災や阪神・淡路大震災といった災害などで亡くなられた方々の慰霊も当日行われて、世界の平和を祈る行事として毎年開催されております。

その中で、奈良市観光協会や奈良大文字保存会の活動として、県内の子どもたちにこの行事を学んでいただきたいという思いで、数年前から学校向けに、伝統行事である奈良大文字送り火のセミナーなどをしておられると聞いております。近くの西の京高等学校や奈良朱雀高等学校でセミナーを開催され、若者、子どもたちにこの伝統行事を知っていただくという取り組みをされております。

高円山に大の字が出るわけですが、麓にある私の地元の高円高等学校には美術科やデザイン科があります。非常によく頑張っておられるのは私も見ているのですが、郷土奈良の伝統文化に関する学習の機会ということで、奈良大文字送り火について高円高等学校にも知ってもらうことができないかということで、奈良市観光協会、奈良大文字保存会から声が寄せられているわけです。

美術科、デザイン科がありますので、コンテストなど、興味を持ってもらうことをしていただけたらと思っているのですが、何かよい提案や考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

**○吉田教育長** 植村委員にお褒めいただいた奈良T I M Eは、平成25年度にスタートしましたが、法隆寺国際高等学校の歴史文化科の生徒が、自分たちの歴史文化科では地域について学んでいるけれども、地域についての学びが、小、中、高等学校となかなか継続しておらず、中学校で終わっている傾向があるということで、子どもたちの提案を受けて、県教育委員会学校教育課で1単位は必ず学んでいこうということで設定し、奈良T I M Eという名前で実施しております。

T I M Eはタイムマシーンと言うように、過去から未来へという意味で、奈良の過去を考えて、そして未来へ発展させていこうという意味合いも含めております。

そのような学びを高等学校に導入し、植村委員お述べの、伝統行事をどのように高校生の学びとして取り入れていくのかということですが、最近では、西の京高等学校の地域創生コースの1クラス、朱雀高等学校の観光ビジネス科の2年生、3年生のクラスで、出前授業を受講しており、こういった学びをみずからの今後に生かしていくことになるわけです。高円高等学校は高円山の麓にあり、今後、高円芸術高等学校になるということ踏まえ、1つのクラスという集団で受けるのではなく、学校全体にこのような伝統行事を知ってもらう必要があるのではないかということで、高円芸術高等学校たる美術・デザイン科

でこういったポスターをつくってはどうかと校長と協議をしております。ポスターをどのような形で高田高等学校内で公募するのかは別にして、ポスターをつくることによって、場合によってはポスターを表彰していただくことによって、伝統行事についての理解を深めていき、今後それが学習に発展していけばよいということで、まずは美術・デザイン科が中心となり、観光ポスターというより伝統行事を県民に理解していただけるポスターを作成して、今後、学校で理解を深めていくことにつなげていきたいと考えております。

○植村委員 非常に素晴らしいと、今お聞きして感じているわけですがけれども、こういった地元で行われているものに、親しみを持って、興味を持って自分たちも参加していくというのは非常に大切であると思いますので、ぜひ進めていただきたいと要望して、質問を終わります。

○小村委員 高校入試の新型コロナウイルス感染症対策については、私も質問する予定だったのですが、藤野委員から詳細に聞いていただきました。ウェブで合格発表をするということですが、もし明日、新型コロナウイルスにかかっている受験生がおられても、感染が広がらないように細心の注意を払っていただきたい。また、1教室当たりの受験者数もできる限り減らしていただき、席の間隔をあける等の対策も提案しておりますので、実施していただけたらありがたいと思います。

次に、3月5日付の奈良県公立高等学校入学者一般選抜等出願状況についてです。

今回から国際高等学校が入っているのですがけれども、倍率が0.58倍となっており、私自身は非常に低い倍率になっていると思っています。募集人員120人に対して69人となっており、国際高等学校、県立大学附属高等学校という形で、これから奈良県に新しい教育を取り入れていくのだという意気込みの中で出たこの倍率に、私は少し残念に感じているのですが、教育委員会として、この数字をどのように捉えられているのか、なぜこういった倍率になったのか、分析等されておりましたら所見をお伺いしたいと思います。

○熊谷教育政策推進課長 今回の出願状況については、現在、入学者選抜が進行中であることから、2次募集を含めて、全ての選抜が終了した後に分析をきちんと行いたいと考えております。

ただ、来年度に向けて、生徒や保護者には、教育内容も含めて、もっと積極的に情報発信等の働きかけをしていきたいと考えているところです。

○小村委員 それでは、2次募集も含めた上でということなので、2次募集が終わった後

にまた聞かせていただきたいと思います。

ただ、国際高等学校に関しては、保護者に国際高等学校のよさが伝わっていないからこそ、この倍率だったと思います。どこの高等学校を受けるのかは生徒本人が決めることですけれども、やはり学校の先生のアドバイス、塾の先生のアドバイス、保護者のアドバイスも大きい中で、生徒が決められると思うのです。教育委員会が押し出そうとしていた、例えば国際高等学校のバカロレア認定や、県立大学附属高等学校はまだ入試が始まっていませんが、推薦入学で大学に行ける形をとろうとしていることが、保護者に伝わっていないというのが今回の結果にあらわれたわけです。1次募集で0.58倍という数字ですが、基本的には1次募集では生徒が一番行きたいところに出願するわけですから、それらが伝わっていないということを真摯に分析していただきたい。私どもが、この数字をしっかりと見ているというのをここで言いたかったのです。来年、国際高等学校の倍率が上がっていないと、奈良県のやりたい教育というのが保護者に全然伝わっていないと、私はそのように捉えますので、新しい奈良県の教育を、保護者にも理解していただいて、全体の倍率を上げていただきたいと思いますので、意見として言っておきます。

**○今井委員長** 委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

**○阪口副委員長** それでは、委員長にかわり、委員会を進めさせていただきます。

**○今井委員長** 1人1台のタブレットのGIGAスクール構想の問題についてです。

今回、それぞれの市町村にも1人1台のタブレットの予算をつけてほしいということで、聞いておりますのは、校内通信ネットワーク整備事業は、半額が国庫補助、起債充当率が90%、交付税算入率60%で、1つの学校につき3,000万円ぐらいを目安に予算を組むようにということで、市町村ではそれに従って予算を組んで、もう予算が決まってしまうところもあったのですけれども、最近になり、国からそれだけのお金が出ず、半額だから自治体が持つてほしいということで、現場がかなり混乱しているという話を聞いております。その点について、県ではどのように把握されているのか、また、県にもGIGAスクール構想の関連で予算がついているのですが、県については、どのようなことをやろうとしているのか、お尋ねしたいと思います。

**○深田教育研究所副所長** 文部科学省が目指しているGIGAスクール構想は、高速大容量のネットワークと1人1台端末の教育ICT環境を目指すものです。令和元年度補正予算では、学校のネットワーク環境整備、施設の整備を行うことになっており、全国の自治

体からの申請に基づいて、今月5日に内定通知が出されたということです。

奈良県においても、申請額に対する内定額の割合が100%という回答の市町村は2つありましたが、今井委員長お述べのとおり、厳しい内定額であったというところが多数あります。

文部科学省によると、各学校設置者から提出された要望額の算定根拠を確認したところ、適切な仕様に基づき適正に積算されている設置者が多くある一方で、ネットワーク仕様の構成が標準仕様と比較して過剰となっているもの、機器等の数量が過大であったり、単価が割高となっているもの、学校以外の整備費が含まれているなどにより、要望額が他と比べて高額となっている設置者が多くあったということです。

このため、文部科学省は、自治体間の不公平感が生じないように、かつ適切に補助金を執行する観点から、適正に積算されている設置者の見積書等を参考として、補助に要する単価を設定し、各設置者の交付内定額を決定したということです。全国一律の基準に基づいた結果、このような査定になったということです。

また、県立学校においては、中学校、高等学校、特別支援学校全てで、市町村立学校と同じ整備が行われる予定ですが、再度、整備内容を見直し、いずれの学校もネットワークの整備が令和2年度中に完了できるように取り組んでいきたいと考えております。

**○今井委員長** 見直されたという説明だったのですが、確かに今、このような整備を進めるのは大変大事な問題だと認識しておりますが、実際に整備ができたときに、一人ひとりの生徒が使いこなせるように指導する専門的なスタッフなども必要になってくるのではないかと思います。また、ことしに導入したとして、数年たてばいずれ機種の変更など新たなことが出てきますので、買いかえたりする場合には、きちんと整備ができるのかという、さまざまな問題が含まれているのではないかと考えているわけですが、令和2年度中に完了するという県の意気込みはよくわかりますけれども、その辺のことはどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

**○深田教育研究所副所長** G I G Aスクールの構想の実現については、もちろん整備だけではありません。それらの整備された環境を活用して、子どもたちが質の高い教育を受けることが大切であると考えております。

国では、令和2年度、ICT活用教育アドバイザー事業として、適切なICT環境整備やその活用を支援する体制を構築する予定になっているようです。

県教育委員会としては、教育研究所に新たに部を立ち上げ、実際の活用について、設置

者からの相談に応じるとともに、適切なICT環境整備や、その活用を支援していきたいと考えているところです。

○今井委員長 タブレットなどが1人1台となると、一斉に授業ができるというメリットはあるものの、一人ひとりの子どもに即して使おうと思うと、先生方の負担もかなりのものになるのではないかと思います。

どの科目でどのように使うのかといったことも、これから具体化していくことになるのでしょうか。

○深田教育研究所副所長 教育研究所では、平成27年度からICT活用学びの推進プロジェクト事業を立ち上げ、ICTの特徴を生かした教育を推進するための研究推進校の指定、エバンジェリストの養成研修を実施しているところです。

教職員の実態とニーズに応じた研修を開催したり、学校を訪問して、現在その学校にあるICT機器を実習で使うなど、教員の指導力向上にも努めているところです。

○今井委員長 現時点で、どれぐらいの奈良県内の自治体が具体化しようとしているのか、教えていただきたいと思います。

また、専門教育を受けているエバンジェリストというのは、どれぐらいいらっしゃいますか。

○深田教育研究所副所長 まず、エバンジェリスト研修についてですけれども、令和元年度に20回行い、延べ292名が受講しました。

本会議での教育長答弁にもありましたけれども、来年度以降になります。新たな研修講座を予定しており、延べ3,000人の研修講座の受講を計画しているところです。

それから、ネットワーク環境整備について、どれぐらいの市町村が参加するかですけれども、今のところは、10市町村を除き、ほかは全部参加ということです。既にもうネットワークができている、今後、学校を建てかえる、改築等を行うところについては、今年度整備するのではなく、後に整備していくと聞いております。最終的には全市町村がネットワークを導入すると聞いております。

○今井委員長 この問題は大変大事な問題ではありますが、きちんと丁寧に進めていかないと、かえって格差ができたり、先生方の負担が大きくなったりします。少ない教育予算の中でかなりのお金が使われることになりますので、慎重に実態に見合ったように進めていただきたいと、お願いしておきたいと思います。

それから、今回、陳情書が議長宛てで提出されております。各委員にも資料を配付して

おりますが、同じ中身で文教くらし委員長にもいただいております。

陳情事項の中に、奈良、平城両校の代表者と、地元住民、教育委員会を交えた高校再編協議会を設置してくださいという項目があり、本会議で吉田教育長が、このようなものを設置すると答弁されたと思うのですけれども、具体的にどのようなものをしてしようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

**○熊谷教育政策推進課長** 来年度立ち上げる予定の地域との協議会については、県立高等学校適正化実施計画に伴う高校再編を行うに当たって、地域との連携を維持するために協議を行う予定をしております。地域からの要望を受けて、当初から同計画にも盛り込んでおりました。

メンバーとしては、現平城高等学校が行ってきた地域連携の維持、発展を協議することから、平城高等学校、奈良高等学校の関係者に加え、地元自治会等、地域の関係者をお願いしたいと考えております。具体的な人選については、現在、地域関係者と協議を進めているところです。

**○今井委員長** 平城高等学校と奈良高等学校の関係者ということですが、陳情書を見ると、保護者や、特に子どもたちの意見を反映してほしいという内容が貫かれていると思いますが、そのあたりの参加の状況はどのように考えておられますか。

**○熊谷教育政策推進課長** 今のところは、平城高等学校、奈良高等学校関係者と地域の方を想定しており、高校再編の協議会という形ではなく、地域との協議会を予定しております。

**○今井委員長** 地域との協議会ということですが、この間、いろいろと高校再編の問題で議論をしてきたと思います。そして、後輩が入ってこなくなっていく子どもたちの心配、今後、新しいところに移っていく子どもたちの心配、親の思いといったものがしっかり受けとめられて、今後、新たな奈良高等学校に行くときにどのようにするのかというのが大事なことになると思っておりますので、私としては、陳情書に書いてあるように、子どもや保護者の皆さんも代表に入れていただき、そして十二分に声を聞いて、新たな学校が本当に皆さんに望まれて、よいスタートが切れるようにしていただきたいと考えておりますので、お考えがあればお願いします。

**○吉田教育長** 関係者の中に、同窓会、保護者などの代表者を入れるということは、当然、今後検討していく必要があると考えております。

**○今井委員長** ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

学年ごとに、それぞれ思いが違うと思いますので、できれば学年ごとに入れていただくよう人数的な配慮もお願いしたいということです。

○阪口副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○今井委員長 ほかになければ、これをもちまして質問を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わります。